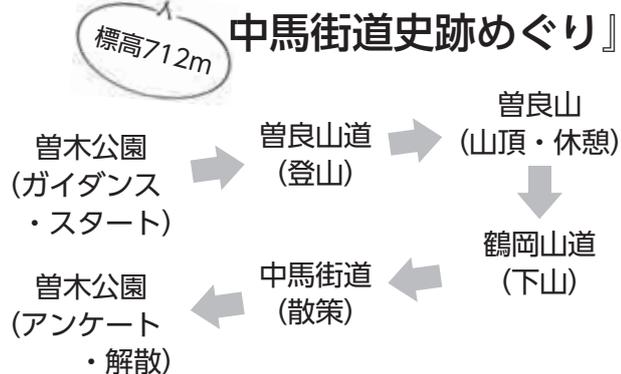


第5回 土岐ふるさと塾 参加者募集
親子で学ぶ土岐の歴史・自然

『土岐市最高峰「曾良山」登山と
中馬街道史跡めぐり』



日時 10月30日(土) 午前9時～午後1時
※雨天中止
定員 市内在住の小中学生とその保護者 20組程度
講師 NPO法人 曾木まちづくり協会
申込方法 10月1日(金)までに、生涯学習課へ電話、メールまたは下記2次元コードから ①お子さんの氏名 ②学校名 ③学年 ④保護者氏名 ⑤住所 ⑥電話番号をお知らせください。

※申込多数時は抽選となります
問 生涯学習課 (内線361・
☐syogai@city.toki.lg.jp)



新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

接種の対象の方へは、すでに接種券を送付しています。接種が済んでいない方で、希望する方は、ワクチンを接種することができます。

詳しくは、市ホームページを確認してください。
※新型コロナウイルスワクチンの接種対象は、12歳（接種時点）以上の方です
※12～15歳の方が接種する際は、保護者の同伴をお願いします

市ホームページ
新型コロナウイルス情報



基本的な感染防止対策の徹底継続を

ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。発症予防効果は高いものの100%ではありません。決して油断せず、基本的な感染防止対策の徹底を心掛けましょう。変異株へも同じ対策が有効とされています。

- ▷ マスク着用の徹底
- ▷ 頻繁な手洗い、消毒
- ▷ 三密回避
- ▷ 体調管理



問 土岐市コールセンター ☎0800-200-7550

10月1日は浄化槽の日

浄化槽が守る 持続可能な 水環境

私たちの暮らしから出る汚れた水を浄化することで地域の水環境を守っている浄化槽。浄化槽の設置・管理などについて定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたことを記念し、毎年10月1日を「浄化槽の日」としています。

■浄化槽の設置

浄化槽を設置する場合は、「浄化槽設置届出書（通知書）」を提出する必要があります。

■浄化槽の設置補助

公共下水道が整備される見込みのない地域などで浄化槽を設置する方に対して、設置費用の一部を補助（予算上限あり）しています。補助を受けるには、対象地域や建物用途などの要件を満たす必要があります。設置を検討している方は、設置工事前に上下水道課へ相談してください。

■浄化槽の維持管理

浄化槽の維持管理は「3つの義務」といわれる「保守点検」「清掃」「法定検査」があり、浄化槽法によりそれぞれ定期的に行われることが義務づけられています。

※3つの義務を個々に契約する手間がなく、かつ料金も割引される「らくらく一括契約（らくらく）協議会・☎0581276103006」という制度もあります

■浄化槽の廃止・撤去

建物解体などで浄化槽を廃止・撤去するときは、必ず浄化槽の最終清掃（定期清掃ではありません）を実施した後に撤去し、「浄化槽使用廃止届出書」を提出してください。最終清掃を行わずに汚泥などを地下浸透させたり、河川などへ放棄したりした場合、不法投棄による処罰の対象になります。

■浄化槽の休止・再開制度

長期間使用しないなどで浄化槽を休止したいときは、使用休止のための清掃を実施した後、「浄化槽使用休止届出書」を提出してください。使用が再開されるまでの間、保守点検、清掃および定期検査の義務が免除されます。再開したいときは、保守点検を実施した後、「浄化槽使用再開届出書」を提出してください。

問 上下水道課 (内線336)